

# 令和2年度から 浄化槽法定検査が変わります

(10人槽以下の定期検査)

- ・ 浄化槽法で定められた年1回の検査へ移行します。
- ・ 検査の効率化により検査手数料の引き下げを行います。

## 主な変更点

\*官公署の施設は対象外です。

- 保守点検業者との情報共有により、保守点検及び清掃の記録を事前に確認し、現地での検査時間を短縮します。
- 検査実施年を4年周期とし、4年に1回検査員が基本検査※1を4年に3回採水員が採水員検査※2を実施します。
- 問題が認められた浄化槽は、ガイドライン検査※3を検査員が実施し、当協会と保守点検業者等が連携して早期に改善を目指します。
- 以上により、検査の効率化を図り、1回あたり検査手数料を引き下げます。

### ※1 基本検査(県が定めた検査方法)

前回の検査結果や保守点検及び清掃記録の書類検査を事前に行い、問題がなければ外観検査項目を75項目から39項目へ減らします。

### ※2 採水員検査(県が定めた検査方法)

事前の書類検査と放流水の水質検査を行います。

### ※3 ガイドライン検査(国が定めた検査方法)

現行の検査方法で、事前の書類検査・外観検査・水質検査の全項目検査を行います。問題が認められた合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で実施します。

\*単独処理浄化槽は、4年に1回検査員がガイドライン検査を実施します。  
4年に3回採水員検査を実施します。

## 《検査手数料が改定されました》

### 検査手数料 (5人～10人槽の定期検査)

合併処理浄化槽		単独処理浄化槽	
基本検査 ガイドライン検査	採水員検査	ガイドライン検査	採水員検査
5,000円	3,000円	4,000円	3,000円

(鹿児島県告示令和元年12月24日第597号)

新しい検査制度の効率化のために、  
検査手数料の支払いは、口座振替  
をお願いいたします。



詳しくは、Webサイトをご覧ください  
(効率化検査Q&Aを掲載)

鹿児島県知事指定検査機関

公益財団法人鹿児島県環境保全協会

鹿児島市宇宿2丁目9番9号

TEL 099-296-9000

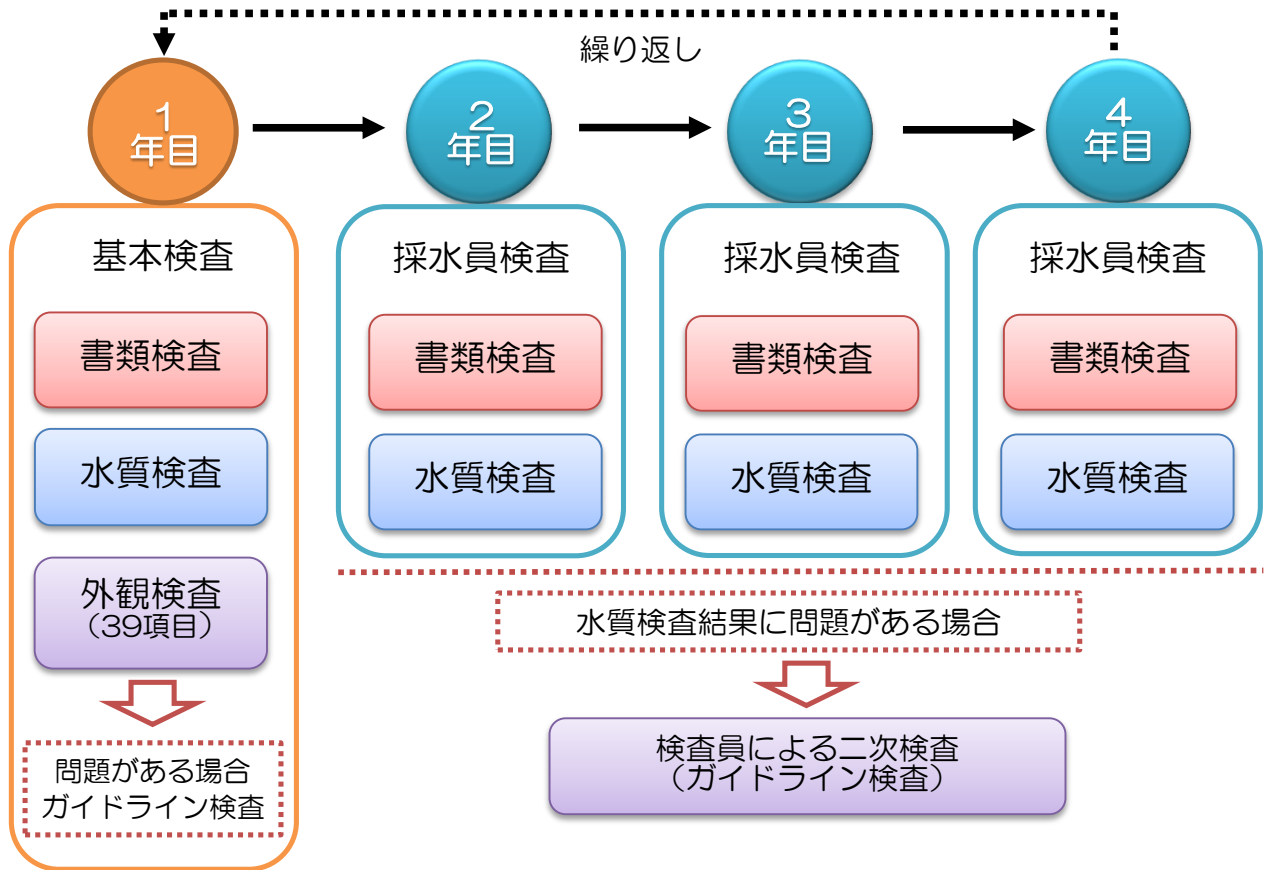
FAX 099-296-9001

URL <http://www.kagoshima-kankyuu.or.jp>



# 定期検査の周期（4年サイクル）と検査の内容

1年目が採水員検査となる場合もあります



緊急度や重要度が高く早期に改善が必要と認められた浄化槽は、行政指導の対象となり、改善されるまで検査員が毎年ガイドライン検査を実施します。

## 書類検査

保守点検業者との情報共有により保守点検及び清掃記録の書類検査を事前に行い、問題の有無を確認します。

## 水質検査

放流水質が法令に基づく水質基準を満たしているか水質検査を行います。採水員検査（BOD検査）では、一部の水質検査は省略します。  
\*採水員検査は検査員または指定採水員（浄化槽管理士）が実施します。

## 外観検査

浄化槽の設置状況や固定・稼働状況等を確認します。  
【ガイドライン検査：75項目】 【基本検査：39項目】 【採水員検査：省略】

### 《必ず受検しましょう》

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、生活雑排水等が十分浄化されているか確認をするために不可欠な検査です。

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を確実に実施して、鹿兒島の水辺環境を守りましょう。